

大潟村介護サービス事業経営戦略

(秋田県大潟村)
(大潟村介護サービス事業特別会計)

第1 経営の基本方針

少子高齢社会において、高齢者が自立し、或いはそれぞれの状況に合った介護を受けて安全に安心して暮らせるためには、サービスの提供が不可欠である。当村においては、介護サービス施設を指定管理にて運営しているため、これ以上のコストの削減は難しく、現在のサービスの質及び経営を維持していく方針である。

第2 計画期間

令和8年度から令和17年度まで10年間。
計画については、進捗管理を実施し、必要に応じて随時見直しを行う。

第3 投資・財政計画(別紙あり)

(1) 投資について

大潟村の介護サービス施設は建設から20年以上が経過し、老朽化のため整備に係る費用が増加傾向にある。大規模な改修は現在のところ想定していないが、設備の劣化・故障等状況に応じ、計画的且つ効率的に修繕等の対応を図ることとする。

(2) 財源について

現在は、指定管理者制度を利用して施設の運営を行っている。指定管理者との連携を密にし、施設利用率の向上に努めるとともに、必要最低限サービスの質を維持するためにも、一定の基準で一般会計からの繰入を行っていく。

第4 効率化・運営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

現在、職員は1名で対応している。今後も効率的な事務事業を行っていく。

(2) 広域化に関する事項

現在は検討していない。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

現在は、指定管理者制度を利用して、社会福祉法人のノウハウを活用して施設の運営

を行っており、今後も継続していく予定。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

現在のところ検討していない。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

現在のところ検討していない。

(6) 資金管理・調達に関する事項

現在のところ検討していない。

(7) 情報公開に関する事項

村の広報誌及びホームページにより行う。

(8) その他重点事項

特になし。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

大潟村の老人福祉事業の拠点として、複合施設を整備することで、福祉サービスの充実及び向上に資する。

(2) 公営企業として実施する必要性

大潟村は、自治体の規模及び設立の経緯等から、民間事業者による各種施設の整備は難しい状況にある。村が主体となって必要な施設を整備し、指定管理者制度等を活用しながら運営することで、住民のニーズに沿った施設整備と管理運営を行うことができる。

(法非適用企業)

収支計画(※)

大湊村 介護サービス

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 20,317	8,347	2,483	1,886	1,277	653	11	△ 661	△ 1,346	△ 2,045	△ 2,757	△ 3,484
積 立 金	(K)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度からの繰越金	(L)	29,014	7,697	16,341	17,824	18,710	18,986	18,639	17,650	15,989	13,643	10,598	6,841
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	7,697	15,044	17,824	18,710	18,986	18,639	17,650	15,989	13,643	10,598	6,841	2,357
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	7,697	16,341	17,824	18,710	18,986	18,639	17,650	15,989	13,643	10,598	6,841	2,357
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	91.0	101.7	98.5	98.3	98.1	98.0	98.7	98.5	98.2	98.8	98.6	98.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	237,640	241,710	247,326	249,799	252,297	254,820	257,368	259,942	262,542	265,167	267,819	270,497
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	237,640	241,710	247,326	249,799	252,297	254,820	257,368	259,942	262,542	265,167	267,819	270,497
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	43,703	39,790	33,377	26,964	20,555	14,468	10,880	7,293	3,705	2,471	1,236	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		1,967	17,800	14,240	14,254	14,268	14,283	14,297	14,311	14,326	14,340	14,354	14,369
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		1,967	17,800	14,240	14,254	14,268	14,283	14,297	14,311	14,326	14,340	14,354	14,369
資本的収支分		3,587	3,914	6,414	6,414	6,410	6,088	3,588	3,588	3,588	1,236	1,236	1,236
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		3,587	3,914	6,414	6,414	6,410	6,088	3,588	3,588	3,588	1,236	1,236	1,236
合 計		5,554	21,714	20,654	20,668	20,678	20,371	17,885	17,899	17,914	15,576	15,590	15,605